第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券(3年債)

銘 柄	第 38 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金 23,000 百万円					
社債、株式等 の振替に 関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替 に関する法律(平成13年法律第 75号)の規定の適用を受けるも のとする。	発行価額の総額	金 23,000 百万円					
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 26 年 6 月 4 日					
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円と し、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。					
利率	年 0.152 パーセント	払込期日	平成 26 年 6 月 18 日					
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店					
償 還 期 限	平成 29 年 6 月 20 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号					
募集の方法	一般募集							
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 26 年 12 月日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2)発行日の翌日から平成 26 年 6 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算す(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる(4)償還期日後は、利息をつけない。							
償還の方法	 1. 償還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、平成 29 年 6 月 20 日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 							
担保	本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。							
財 務 担保提供制限 上	該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)							
の 特 その他の条項	該当条項なし							

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付本債券について、機構は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からAAの信用格付を平成26年6月4日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(http://www.r-i.co.jp/jpn/)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I:電話番号03-3276-3511

- 2. 募集の受託会社
- (1)本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。)は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに機構及び募集の受託会社との間の平成26年6月4日付第38回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。
- 3. 期限の利益喪失に関する特約 機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益 を失う。
- (1)機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、 5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2)機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、 又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。 ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3)機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4)法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
- 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会 社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
- 5. 公告の方法
- (1)機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、 官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することによ り行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- 6. 債券原簿の公示 機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

摘 要

- 7. 本債券の債権者集会
- (1)本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。
- (2)債権者集会は、東京都において行う。
- (3)債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (4)本債券総額(償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。) の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招 集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求すること ができる。
- (5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。) に応じて、議決権を有するものとする。
- (6)前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
- (12)本項の手続に要する合理的な費用は、機構の負担とする。
- 8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務
- (1)機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約 又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況 を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
- 9. 募入方法

応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託 (3年債)

	引受人の氏名又は名称	住所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 SMBC日興証券株式会社 大和証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 9,200 6,900 6,900	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は総額3,875万円とする。
	計		23, 000	松領3,873刀円と9分。
債券	債券発行事務 受託会社の名称	住所		
債券発行事務の受託	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	<u>-1.</u>	

3. 新規発行債券(10年債)

_			T					
銘 柄	第 39 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金 10,000 百万円					
社債、株式等 の振替に 関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替 に関する法律(平成13年法律第 75号)の規定の適用を受けるも のとする。	発行価額の総額	金 10,000 百万円					
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 26 年 6 月 4 日					
発 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円と し、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。					
利率	年 0.674 パーセント	払込期日	平成 26 年 6 月 18 日					
利 払 日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店					
償 還 期 限	平成 36 年 6 月 20 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号					
募集の方法	一般募集							
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1)本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 26 年 12 月 20 日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2)発行日の翌日から平成26年6月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4)償還期日後は、利息をつけない。							
償還の方法	各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 (1)本債券の元金は、平成 36 年 6 月 20 日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3)本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 本債券の債権者は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、独立行政法人福							
	社医療機構(以下「機構」という。)の財産について、他の債権者に先立って自己の債権 の弁済を受ける権利を有する。							
財務 担保提供制限	該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)							
の 特 その他の条項	該当条項なし							

摘 要

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付本債券について、機構は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からAAの信用格付を平成26年6月4日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(http://www.r-i.co.jp/jpn/)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I:電話番号03-3276-3511

- 2. 募集の受託会社
- (1)本債券に関する募集の受託会社(以下「募集の受託会社」という。)は、株式会社みずほ銀行とする。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
- (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項(以下「本要項」という。)並びに機構及び募集の受託会社との間の平成26年6月4日付第39回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。
- 3. 期限の利益喪失に関する特約 機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益 を失う。
- (1)機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、 5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2)機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、 又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。 ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (3)機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4)法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
- 4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会 社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
- 5. 公告の方法
- (1)機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、 官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することによ り行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- 6. 債券原簿の公示 機構は、機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

摘 要

- 7. 本債券の債権者集会
- (1)本債券の債権者集会(以下「債権者集会」という。)は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。
- (2)債権者集会は、東京都において行う。
- (3)債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (4)本債券総額(償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。) の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招 集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求すること ができる。
- (5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額(償還済みの額を除く。) に応じて、議決権を有するものとする。
- (6)前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者(議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。)の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
 - ③決議が著しく不公正であるとき
 - ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。 機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。 本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定める ところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した 議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。
- (11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。
- (12)本項の手続に要する合理的な費用は、機構の負担とする。
- 8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務
- (1)機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。
- (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約 又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況 を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
- 9. 募入方法

応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託(10年債)

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社 SMBC日興証券株式会社 大和証券株式会社 計	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 4,000 3,000 3,000 百万円 10,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
债券	債券発行事務 受託会社の名称	住所		
債券発行事務の受託	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	<u>크</u>	

5. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
33,000 百万円	80.3 百万円	32,919.7 百万円

⁽注)上記金額は、第 38 回独立行政法人福祉医療機構債券及び第 39 回独立行政法人福祉医療機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額32,919.7 百万円は、機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に定める福祉貸付事業、第2号及び第3号に定める医療貸付事業(一般勘定 概算額9,965.5 百万円)並びに第12号に定める年金担保貸付事業(年金担保貸付勘定 概算額22,954.2百万円)の貸付原資に平成26年6月下旬に充当する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成 24 年度決算」(平成 25 年 11 月 29 日現在)(以下「本説明書発行者情報の部」という。)

2. 参照書類の補完情報

(1) 事業等のリスク及び将来に関する事項について

本債券の発行者である機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての本説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、本説明書発行者情報の部の作成日(平成25年11月29日)以降、本説明書証券情報の部の作成日(平成26年6月4日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、本説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下に記載された事項を除き、本説明書証券情報の部の作成日(平成26年6月4日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(2) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

行政改革推進会議における審議等を踏まえ、平成 25 年 12 月 24 日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定されています。

以下に本基本方針の「(別紙) 各法人等について講ずべき措置」より機構に関する部分を抜粋して掲載して おります。

各法人等について講ずべき措置(抜粋)

【福祉医療機構】

- ○中期目標管理型の法人とする。
- ○財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るととも に、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。
- ○承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、資金の効率的運用の観点から、現在年1回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。

なお、当該閣議決定の全文については、行政改革推進会議のホームページで公表されております。

・行政改革推進会議 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gskaigi/

(3) 年度計画の策定

機構は、通則法第31条第1項の規定に基づき、平成26年度計画を定めております。内容は以下のとおりです。

独立行政法人福祉医療機構年度計画(平成26年度)

独立行政法人福祉医療機構は、平成20年10月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成26年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政 法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成26年3月31日

独立行政法人福祉医療機構 理事長 長 野 洋

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、「専門性の向上」を図り、かつ、「業務間の連携強化」により、法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための取組みを実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 事務・事業の合理化・効率化を図るため、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の見直しを行う。
- (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力を発揮し、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理 (リスク管理) の充実

(1) 内部統制の充実・強化を図るため、監査機能及びリスク管理機能等を強化し、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び顧客対応 態勢等の充実を図った新たなガバナンス態勢を構築するとともに、リスクごとに適切な管理を行い、その抑制に努め、ガバナン スの更なる高度化を推進する。

また、顧客保護及び情報資産の安全確保のため、情報セキュリティ対策の強化を図る。

(2) 品質マネジメントシステムの継続的な運用を通じ、新しいガバナンス態勢とあわせ業務上の課題や顧客からのニーズ等を適切 に把握のうえ、モニタリングを実施し改善措置等を講じる。

また、リスク管理に重点化した内部監査を実施し、監査結果に基づく改善計画の進捗管理を徹底することにより、事務リスクの抑制を図る。

さらに、業務改革等に向けた職員の自主的な取組みを奨励し、業務改善活動の推進及び更なる活性化に取り組む。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1)業務・システム最適化計画を着実に実施し、経費の節減を図る。
- (2)業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第3期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。
- (3) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を受講する等情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- (4)業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減を努める。

- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。
 - ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。

また、一者応札・応募の改善策として、一般競争入札等の公告期間を10営業目以上とする。

- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
- ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年 公表すろ
- (3) 運営費交付金を充当して行う業務においては、運営費交付金の効率的、効果的な使用を徹底することにより、一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)について、経費節減に関する中期計画を達成するよう、更なる経費の削減への取組を行う。
 - (注)貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因を除く。

総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。

機構の給与水準について、引き続き適正化に向けた取組を進めるとともに、取組状況を公表する。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分		平成 26 事業年度
	約 額 寸 額	288, 000, 000 千円 275, 200, 000 千円

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備等に係る資金の需要に迅速かつ機動 的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用 者ニーズへの対応を図る。

特に、東日本大震災からの復旧・復興に資するため、引き続き、災害復旧・復興資金の優遇融資を実施する。

(3) 提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談を実施し、利用者サービスの向上を図る。

特に個別融資相談においては、円滑な施設運営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階から的確な 融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な 支援・助言を行う。

(4) これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設に関するノウハウや データ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。

また、次の取組みを行うことにより、併せ貸しの一層の普及を図る。

- ① 児童福祉事業及び障害者福祉事業について、低調な理由の要因分析の結果に基づき、必要な方策を検討する。
- ② 協調融資金融機関数を拡大するため、民間金融機関が開催するセミナー等において、協調融資制度の周知・広報活動を行う。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

2 福祉医療貸付事業 (医療貸付事業)

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区分	平成 26 事業年度
貸 付 契 約 額	153, 600, 000 千円
資 金 交 付 額	157, 500, 000 千円

(1) 医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。 また、病院への融資については、ガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。

- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備に係る資金や、金融環境の変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金の需要に迅速かつ機動的に対応する等、民業補完を徹底しつつ、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 特に、東日本大震災からの復旧に資するため、引き続き、災害復旧資金の優遇融資を実施する。
- (3) 提出資料の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進めるとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。

特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階から的確な融資相談に 応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等 を行う。

- (4) これまでの融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウや データ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施し、民間金融機関と協調した融資を推進する。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。 また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。

3 福祉医療貸付事業(債権管理)

福祉医療貸付事業における債権管理については、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、貸付債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権比率の改善に努めつつ、不良債権の処理を促進するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 貸付債権の適正な管理
 - ① 福祉医療貸付事業の貸付債権について、継続的に貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を実施するとともに、債権区分別に適切な管理を行う。
 - ② 東日本大震災において被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、引き続き、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施する。
- (2) 債権悪化の未然防止の取組
 - ① 福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。
 - ② 金融機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。
- (3)経営が悪化した貸付先等への対応
 - ① 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより、地域における民間の社会福祉施設等及び医療施設等の経営を支援する。
 - ② き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業(集団経営指導(セミナー)及び個別経営診断)については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1)集団経営指導(セミナー)については、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、1セミナーあたりの平均受講者数を180人以上とする。
- (2) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図り、受講者にとっての有用度を平均80%以上とする。

また、新たに社会福祉法人の高度化に向けて、社会福祉法人等のガバナンス態勢構築に資するためのセミナーを開催する。さらに、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催する。

(3) 顧客等のニーズを踏まえ施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に向け、新規の施設種別等に係る経営 指標や新たな診断手法を試行する。

また、国における社会福祉法人の在り方の検討を踏まえ、社会福祉法人の高度化に向けた診断手法等について検討する。

- (4) 個別経営診断については、福祉医療貸付業務や債権管理業務と連携しつつ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し 問題点の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ることを目指し、280件以上の診断件数の実施に努める。 また、個別経営診断の利用者にとっての有用度を平均80%以上とする。
- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。

(6)集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」という。)については、特定非営利活動法人(NPO)等による民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して、効果的な資金助成を行うことにより、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が示した社会福祉政策を振興するうえで政策的に必要なテーマについて、事後評価結果等をもとに、国と協議のうえ設定するとともに、募集要領等に明記のうえ、公表するなど広く周知する。
- (2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。) において選定方針を策定し、公表するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。 なお、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。
- (3) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定 非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。
- (4) 平成26年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (5)審査・評価委員会において、平成26年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づく事後評価を実施する。

また、事後評価結果については、速やかに公表するとともに、平成27年度分の助成事業の選定方針の改正等に適正に反映する等、継続的な改善を図る。

- (6) 助成効果をできる限り大きくするため、助成先団体等に対して、計画段階から助成後まで継続的な相談・助言に努める。 また、先進的な取組みを行っている団体との意見交換等を通じて、職員の専門性の向上に努める。
- (7) 助成金の不正受給、不正使用を防ぐため、全助成先を対象に進捗状況を調査し、課題を抱えている団体については、現地訪問の上、課題解決のための相談、助言を行う。

加えて、助成先団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。

- (8) 助成先に対する助言等を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を85%以上とする。
- (9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度を80%以上の回答を得る。
- (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページ等で公表するなど広く周知する。
- (11) 助成事例等を活かした普及を行うため、助成事業報告会を開催し、参加者の満足度を80%以上とする。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、退職手当共済事業の動向を分析し、制度の安定的な運営を図るとともに、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 26 事業年度
4月1日現在の被共済職員数	785, 620 人
退職手当金支給者数	73,884 人
退職手当金支給額	95, 325, 187 千円
単 位 掛 金 額	44,700 円

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を50日以内とする。
- (2) 利用者の負担軽減に資する手続きの見直しに取り組みつつ、電子届出システムや機構ホームページなどを利用し、制度内容及び事務処理について周知・指導する。

また、電子届出システム利用者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、電子届出システムの更なる改善や操作性の向上を図り、70%以上の利用者から負担が軽減されたとの回答を得る。

- (3) 平成26年度の新規加入法人のうち、当年度に電子届出システムの利用申請を行う割合を50%以上とする。
- (4) 委託業務のあり方を見直し、より効果的な窓口相談・届出受理の機能強化を図る。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

,										
				区	5	}				平成 26 事業年度
	新		規	加		入	者	-	数	345 人
	新	規	年	金	受	E 糸	<u></u>	者	数	2,032 人
	保	険	対	象	力	1 7	_	者	数	71, 495 人
	年	金給	付 保	: 険 金	支払	対象	東障	害 者	数	53,775 人
	死	亡	•	障	害	保	険	金	額	7,051,000 千円
	年	金	給	付	伢	÷ 16	矣	金	額	12, 981, 028 千円

(1) 財政状況の検証

平成25年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険財務状況検討会(以下、「財務状況検討会」という。)で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表する等関係者に対し広く周知する。

なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針(長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を含む。)を、心身障害者扶養保険資産運用委員会(資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用におけるリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月 1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。

• 資産全体

資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。

各資産

- ヘニ 各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。

• 運用受託機関等

運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。

なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回(四半期毎)ヒアリングを実施する。

③ 運用に関する基本方針見直し

運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で 検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7. 8%	±5%
外国債券	7. 8%	±5%
外国株式	7. 8%	±5%
短期資産	5. 0%	±4%

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成25年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

また、事務担当者会議の出席者に対するアンケート調査において、回答者の70%以上から満足したとの回答を得る。

8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに効率的なシステム運用を行うことを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 基幹的な福祉医療情報を重点的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上に努める。
- (2) 利用者ニーズを踏まえ提供情報及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数を7,000万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度指数を90%以上とする。
- (3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図る。
- (4) 運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努める。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

(参考)

○年金担保貸付事業

T	受けず木						
			区	1	分		平成 26 事業年度
		貸	付	契	約	額	123, 100, 000 千円
		資	金	交	付	額	123, 100, 000 千円

○労災年金担保貸付事業

区分	平成 26 事業年度
貸付契約額	2,800,000 千円
資 金 交 付 額	2,800,000 千円

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。
- (2) 事業の実施状況等を把握し、国の要請に応じて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく国における計画立案に必要な基礎資料の提供を行う。

さらに、事業廃止に向けた事業規模縮小について、国の計画に従い制度変更の実施に必要な処理を行う。

また、引き続き年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。

(3) ホームページ、リーフレット等により、制度の内容について周知する。

また、引き続き、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入れに関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。

さらに、制度変更に向けて、ホームページ、リーフレットの他に制度変更用のポスター、チラシを作成して借入希望者他、関係機関等に対して周知を行う。

(4) 受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するために、受託金融機関事務打合せ会議等により指導を適切に行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえるとともに、 当該業務の終了の時期を見据え、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

(1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。

また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。

- (2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。
- (3) 転貸債権に係るローン保証会社24社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- (4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権 回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。

破綻した保証会社に代わって金融機関が転貸法人に対して弁済を行う期限が平成29年度に到来することを踏まえ、関係者 と以後の対応を協議する。

また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。

(5) 転貸法人等に対して、国と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を促進させる。

早期対応が必要な転貸法人等に対しては、状況に応じて法人の合併、事業譲渡、債権譲渡等による処理方策を策定させ、適切な債権回収に努める。

また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、 転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。

なお、引き続き、東日本大震災の影響が大きい転貸法人に対しては、きめ細かな支援を行う。

(6) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、迅速かつ着実な督促等を実施するよう徹底する。

また、長期延滞債権については、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、一層の早期債権回収に努める。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

117,400百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画に定めた計画に基づき、平成26年度以降に国庫納付する宿舎について、土地境界確定測量、不動産鑑定評価等、 売却手続きを進める。

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

- (1) 方針
 - ① 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実情に即した、より適正な組織編成及び人員配置を行うとともに、組織の活性化に向けた取組を進める。
 - ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。
 - ③ 担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施する。 また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修 を実施するとともに、民間金融機関等への研修派遣を行う。
- (2) 人員に係る指標

平成26年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。

平成26年度予算

予算 別表1

(単位:千円)

金 妬 区 밂 年 金 担 保 労災年金担 承継債権管 承継教育 貸 付 勘 定 保貸付勘定 理回収勘定 み あ あ 般勘定 共済勘定 保険勘定 計 収入 運営費交付金 2,822,886 538,489 108,753 3,470,128 国庫補助金社会福祉振興助成費補助金 26,329,990 1,300,000 1,300,000 25,029,990 1.300.000 給付費補助金 25,029,990 25,029,990 5.622.312 利子補給金 5,622,312 福祉医療貸付事業収入 福祉医療貸付金利息 経営指導事業収入 48,854,542 48,854,542 38,436 38,436 福祉保健医療情報サービス事業収入 2,751 退職手当共済事業収入 75.106.997 75.106.997 50,056,266 50,056,266 都道府県補助金 25,021,698 25,021,698 退職手当給付費支払資金戻入 給付費支払資金運用等収入 心身障害者扶養保険事業収入 8,292 8,292 20,741 20,741 32,615,144 32,615,144 保険料収入 7,695,181 7,695,181 保険金 11,651,000 11,651,000 特別給付金 83,850 83,850 弔慰金 信託運用収入 204,015 204,015 扶養保険資金戻入 年金担保貸付事業収入 12,981,028 12,981,028 年金担保貸付金利息 2,424,323 2,424,323 労災年金担保貸付事業収入 **労災年金担保貸付金利息** 30,343 30,343 承継債権管理回収業務収入 38,966,446 38,966,446 承継債権貸付金利息 38,965,174 38,965,174 手数料収入 1,272 利息収入 9.178 2.614 1,544 170,648 183,984 雑収入 780 282 1,049 2,171 11,717 7,416 58,657,521 100.676.256 32,724,179 427.986 233,657,113 31,906 39.139.265 支出 福祉医療貸付事業費 54,277,242 54,277,242 支払利息 業務委託費 54,130,090 54,130,090 72,293 72,293 債券発行諸費 74,859 74,859 東日本大震災復興福祉医療貸付事業費 支払利息 148,292 148,292 社会福祉振興助成金 1,300,000 1.300.000 退職手当共済事業費 100,136,987 100,136,987 退職手当給付金 退職手当給付費支払資金繰入 95,325,187 95,325,187 4,811,800 4.811.800 心身障害者扶養保険事業費 32,615,144 32,615,144 支払保険料 7,695,181 7,695,181 年金給付保険金 12,981,028 12,981,028 弔慰金給付保険金 特別弔慰金給付金 83,850 83,850 70 70 扶養保険資金繰入 11,855,015 11,855,015 年金担保貸付事業費 2,181,485 2,181,485 支払利息 393,004 393,004 業務委託費 債券発行諸費 1,694,092 1,694,092 94,389 94,389 労災年金担保貸付事業費 業務委託費 25.387 25.387 856,176 306,001 19,581 72,113 1,660 2,189,343 3,444,874 福祉医療貸付業務経費 経営指導業務経費 福祉保健医療情報サービス業務経費 483,074 101,640 483,074 101,640 210,000 210,000 社会福祉振興助成業務経費 61,462 61.462 退職手当共済業務経費 306,001 306,001 心身障害者扶養保険業務経費年金担保貸付業務経費 19,581 19,581 72,113 72,113 労災年金担保貸付業務経費 承継債権管理回収業務経費 1,660 1,660 2,189,343 2,189,343 般管理費 241,905 10,905 22,523 1,366 64,641 366,756 人件费 2,594,947 1.872.195 207.85 78,549 165.875 3.385 267.091 58,695,810 100,676,256 32,724,179 2,441,996 31,798 2,521,07 197,091,114 (注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

20

別表2

(単	位	:	+	Н

	金額							
区別	一般勘定	共 済 勘 定何	呆 険 勘 定	年 金 担 保貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	外	承継教育資 金貸付けあっ せん勘定	計
費用の部 経常費用 福社医療貸付業務費 借入金利息 債券発利息 債券発行諾費 業務委託費 福祉医療貸付業務経費 貸倒引当金繰入	61,492,475 61,492,475 57,300,972 51,397,758 4,481,261 74,859 71,028 478,426 797,640	100,696,524 95,884,845	20,891,983 20,891,983	2,461,094 2,461,094	35,938 35,938	2,555,998 2,555,998	2 70 10 70	188,134,014 183,322,336 57,300,972 51,397,758 4,481,261 74,859 71,028 478,426 797,640
経営指導業務費 経営指導業務経費 福祉保健医療情報サービス業務費 福祉保健医療情報サービス業務経費 社会福祉振興助成業務費 社会福祉振興助成業 社会福祉振興助成業 進職手当共済業務費 退職手当共済業務経費 退職手当共済業務経費 少支払保険料	100,439 209,589 1,360,100 1,300,000 60,100	95,630,027 95,325,187 304,840	20,779,406 7,695,181					100,439 209,589 1,360,100 1,300,000 60,100 95,630,027 95,325,187 304,840 20,779,406 7,695,181
給付金 心身障害者扶養保険業務経費 年金担保貸付業務費 借入奉利息 債券発利息 債券発行諾費 業務委託費 年金担保貸付業務経費 貸倒引当金繰入 労災年金担保貸付業務費 業務委託費 労災年金担保貸付業務経費 貸倒引当金繰入			13,064,948 19,277	2,252,935 71,863 302,593 94,389 1,695,809 71,301 16,980	30,833 24,989 1,644 4,200			13,064,948 19,277 2,252,935 71,863 302,593 94,389 1,695,809 71,301 16,980 30,833 24,989 1,644 4,200
承継債権管理回収業務費 承継債権管理回収業務経費 一般管理費 減価償却費 人件費 維損 臨時損失 退職手当給付費支払資金繰入	238,388 169,457 1,865,925 247,601	24,880 22,774 207,163 4,811,678 4,811,678	10,764 1,308 78,291 22,213	22,147 20,706 165,305	1,358 373 3,373	2,187,984 64,014 37,946 266,052		2,187,984 361,555 252,565 2,586,109 269,814 4,811,678 4,811,678
収益の部 運営費交付金収益 福祉医療貸付事業収入	58,701,649 2,822,886 48,746,702	100,696,524 538,489	21,632,134 108,753	2,461,094	35,938	39,467,392		222,994,733 3,470,128 48,746,702
経営指導事業収入 福祉保健医療情報サービス事業収入 掛金 給付費支払資金運用等収入 心身障害者扶養保険事業収入 受取保険料 保険金 金銭の信託運用益 年金担保貸付事業収入 労災年金担保貸付事業収入 承継債権管理回収業務収入 年金住宅資金等貸付金利息	38,436 2,751	50,076,885 50,056,266 20,619	21,301,256 7,695,181 11,734,920 1,871,155	2,434,358	30,343	38,810,769 38,809,497		38,436 2,751 50,076,885 50,056,266 20,619 21,301,256 7,695,181 11,734,920 1,871,155 2,434,358 30,343 38,810,769 38,809,497
手数料収入 補助金等収益 国庫補助金収益 都道府県補助金収益 社会福祉緩興助成費補助金収益 利子補給金収益 資産見返運営費交付金戻入	6,922,312 1,300,000 5,622,312 158,238	50,051,688 25,029,990 25,021,698	864	42	7	1,272 1,312		1,272 56,974,000 25,029,990 25,021,698 1,300,000 5,622,312
資	9,178 1,146	91 8,292 8,292	24 221,236	2,614 479	1,544	111,576 1,132 542,601 542,601		181,544 124,912 2,879 772,130 542,601 8,292
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益 前中期目標期間繰越積立金取崩額		0,232	221,236	23,601	4,037	00.6		221,236 27,638
総利益又は総損失(△) (注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数	△ 2,790,825 において合致した。	0 <u>0</u> いものがある。	740,150	0	0	36,911,394	Į.	34,860,719

別表3

(単位:千円)

								(単位:千円)
				金	額			
区別	一般勘定	共 済 勘 定任	呆 険 勘 定	年 金 担 保貸 付 勘 定	労災年金担保 貸 付 勘 定	承継債権管理 回 収 勘 定	承継教育資金貸付けあっせん 勘定	計
資金支出 業務活動による支出 福祉医療貸付事業費	1,318,529,661 491,643,411 54,425,534	96,917,713 95,864,456	32,793,248 20,891,377	568,082,397 125,588,904	61,107,380 2,732,755	343,655,978 197,779,494		2,421,086,379 934,500,398 54,425,534
福祉医療貸付金による支出 社会福祉振興助成金による支出	432,700,000 1,300,000							432,700,000 1,300,000
退職手当共済事業費 心身障害者扶養保険事業費 年金担保貸付事業費		95,325,187	20,760,129	2,181,485				95,325,187 20,760,129 2,181,485
年金担保貸付金による支出 労災年金担保貸付事業費 労災年金担保貸付金による支出				123,100,000	25,387 2,700,000			123,100,000 25,387 2,700,000
人件費支出 経営指導業務費 その他の業務支出	1,872,195 101,640 1,244,042	207,852 331,417	78,549 52,699	165,875 141,544	3,385 3,983	267,091 2,366,565		2,594,947 101,640 4,140,251
国庫納付金の支払額 投資活動による支出	562,000,000	331,417	11,855,015	94,500,000	58,200,000	195,145,838 145,500,000		195,145,838 872,055,015
金銭の信託の増加による支出 有価証券の取得による支出 財務活動による支出 長期借入金の返済による支出 短期借入金の返済による支出	562,000,000 263,567,142 263,567,142		11,855,015	94,500,000 347,700,000 23,100,000 257,600,000	58,200,000	145,500,000		11,855,015 860,200,000 611,267,142 286,667,142 257,600,000
債券の償還による支出 翌年度への繰越金	1,319,107	1,053,257	46,856	67,000,000 293,493	174,625	376,484		67,000,000 3,263,823
資金収入 業務活動による収入 福祉医療貸付事業収入 福祉医療貸付回収金による収入 経営指導事業収入 福祉保健医療情報サービス事業収入	1,318,529,661 333,673,405 48,854,542 275,015,884 38,436 2,751	101,717,713 100,667,964	32,793,248 19,743,151	568,082,397 124,801,609	61,107,380 2,823,941	343,655,978 144,505,333		2,425,886,379 726,215,403 48,854,542 275,015,884 38,436 2,751
退職手当共済事業収入 心身障害者扶養保険事業収入 年金担保貸付事業収入	2,101	50,077,007	19,634,116	2,424,323				50,077,007 19,634,116 2,424,323
年金担保貸付回収金による収入 労災年金担保貸付事業収入 労災年金担保貸付回収金による収入 労災年金担保貸付回収金による収入				122,373,623	30,343 2,792,035			122,373,623 30,343 2,792,035
承継債権管理回収業務収入 承継融資業務収入 運営費交付金収入	2,822,886	538,489	108,753		2,102,000	38,966,446 105,366,068		38,966,446 105,366,068 3,470,128
産品量を付金収入 補助金等収入 その他の業務収入 投資活動による収入	6,922,312 16,594 562,000,000	50,051,688 780	282 12,981,028	3,663 94,500,000	1,563 58,100,000	172,819 198,800,000		56,974,000 195,701 926,381,028
金銭の信託の減少による収入 有価証券の償還による収入 財務活動による収入	562,000,000 418,600,000		12,981,028	94,500,000 348,500,000	58,100,000	198,800,000		12,981,028 913,400,000 767,100,000
長期借入れによる収入 短期借入れによる収入	398,600,000			45,900,000 257,600,000				444,500,000 257,600,000
債券の発行による収入 前年度よりの繰越金 (注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数	20,000,000 4,256,256	1,049,749	69,069	45,000,000 280,788	183,439	350,645		65,000,000 6,189,948

(4) 平成 26 年度予算について

[貸付事業計画]

【一般勘定】

【一般勘定】									
		24年度予算額	25年度予算額		26年度予算額				
	区 分	当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)				
		ヨ忉ア昇領	ヨ彻ア昇領	了昇領	増△減額	伸び率			
		億円	億円	億円	億円	%			
福祉貸付	貸付契約額	1,899	2,546	2,880	334	13.1			
旧证具门	資金交付額	2,118	2,515	2,752	237	9.4			
医療貸付	貸付契約額	2,074	2,140	1,536	△ 604	△ 28.2			
医療員刊	資金交付額	1,794	2,058	1,575	△ 483	△ 23.5			
	貸付契約額	3,973	4,686	4,416	△ 270	△ 5.8			
	資金交付額	3,912	4,573	4,327	△ 246	△ 5.4			
合 計	財政融資資金借入金	3,588	4,205	3,986	△ 219	△ 5.2			
	自己資金	324	368	341	△ 27	△ 7.3			
	(うち福祉医療機構債券)	(330)	(200)	(200)	(-)	(-)			

【年金担保貸付勘定】

【年金担保貸付勘定】										
		24年度予算額		25年度予算額 26年度予算額						
1	区 分	Vara	Vanaa	マケー	対前年度(当初予算額)					
		当初予算額	当初予算額	予算額	増△減額	伸び率				
		億円	億円	億円	億円	%				
	貸付契約額	1,575	1,296	1,231	△ 65	△ 5.0				
- A - II / II / II / II	資金交付額	1,575	1,296	1,231	△ 65	△ 5.0				
年金担保貸付	民間借入金	183	165	459	294	178.2				
	自己資金	1,392	1,131	772	△ 359	△ 31.7				
	(うち福祉医療機構債券)	(400)	(380)	(450)	(70)	(18.4)				

(参考)

		24年度予算額	25年度予算額	26年度予算額			
	区 分	当初予算額	当初予算額	予算額	対前年度(当初予算額)		
		ヨ物で昇額	ヨ彻ア昇領	了昇領	増△減額	伸び率	
		億円	億円	億円	億円	%	
福祉医療機構	債券 (合 計)	730	580	650	70	12.1	

[交付金・補給金・補助金等の概要]

								24年度予算額			25年度予算額		2	6年度予算額	
		区		分			当初予算額	第一次補正	#	当初予算額	第一次補正	計	予算額	対前年度(当初	可予算額)
							コツア弁領	先 久無正	п	コツア弁領	光 久田正	п	了并银	増△減額	伸び率
							千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
-		般		勘		定	10,852,350	4,481,578	15,333,928	10,349,016	460,841	10,809,857	9,745,198	△ 603,818	△ 5.8
	運	営	費	交	付	金	2,928,584	△ 128,999	2,799,585	2,716,678		2,716,678	2,822,886	106,208	3.9
	社会	会福祉	振興	助成	費補助	金	2,390,238		2,390,238	1,685,914		1,685,914	1,300,000	△ 385,914	△ 22.9
	利	子	*	甫	給	金	5,533,528		5,533,528	5,946,424		5,946,424	5,622,312	△ 324,112	△ 5.5
	政	府	E	H .	資	金	-	4,610,577	4,610,577	-	460,841	460,841	-	-	-
共		済		勘		定	21,864,949	3,701,459	25,566,408	25,501,296	-	25,501,296	25,568,479	67,183	0.3
	運	営	費	交	付	金	552,612	△ 16,725	535,887	534,427		534,427	538,489	4,062	0.8
	給	付	費	補	助	金	21,312,337	3,718,184	25,030,521	24,966,869		24,966,869	25,029,990	63,121	0.3
保		険		勘		定									
	運	営	費	交	付	金	107,997	△ 5,816	102,181	101,859	-	101,859	108,753	6,894	6.8
		슴	ì	計			32,825,296	8,177,221	41,002,517	35,952,171	460,841	36,413,012	35,422,430	△ 529,741	Δ 1.5
		(内、運	営費	交付金)		3,589,193	△ 151,540	3,437,653	3,352,964	-	3,352,964	3,470,128	117,164	3.5

(5) その他の補完情報について

機構の非常勤監事である丸田康男氏は、平成25年12月31日をもって任期満了となりましたが、翌平成26年1月1日付で再任されました。なお、同氏の略歴については以下のとおりです。

役 職 名	氏 名	任 期	前 職
監事	まる た やす お	自 平成 26 年 1月 1日	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
(非常勤)	丸 田 康 男	至 平成 27 年 12 月 31 日	内部監査部長

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル9階)

なお、機構ホームページにも掲載されております。

○機構ホームページ

http://hp.wam.go.jp/